

「原子力施設等の防災対策について」の見直し に関する考え方について 中間とりまとめ(概要)

平成24年3月22日
原子力安全委員会
原子力施設等防災専門部会
防災指針検討ワーキンググループ

原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループは、原子力安全委員会からの指示を受けて、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故からの教訓及び国際的な考え方を踏まえ、防災指針に反映すべき事項について検討を行い、防災指針見直しに関する考え方をとりまとめた。

②防災対策を重点的に充実すべき地域について

PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域

PPA (Plume Protection Planning Area)

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(注) 緊急時活動レベル(EAL)及び運用上の介入レベル(OIL)に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を実施する範囲 ま必ずしも円形になるとは限らない。



○ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone) : 概ね 5 km

緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。

○ 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone) : 概ね 30 km

国際基準等に従って、環境モニタリング等の結果を踏まえたOIL、EAL等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

(今後検討)

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area) : (参考値) 概ね50 km

放射性物質を含んだプルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）による被ばくの影響を避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する地域。（今後、これを参考として、国において具体的な対応を検討していく必要がある。）